

一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会  
会員規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会（以下「当法人」という）の会員の入退会、会費等に関し必要な事項を定める。

第2条(会員の種別)

当法人の会員は、当会員の目的に賛同して入会した法人、団体、個人とし、その種別は、権利の内容によって特別会員、通常会員の二種類とする。

第2章 入退会

第3条(入会申込)

当法人の会員として入会しようとする者(以下「入会申込者」という)は、所定の手続きにしたがい入会の申込みをし、理事のうち過半数の承認を得なければならない。

第4条(入会承認)

入会申込者は、当法人が入会を承認し、所定の会費を納入した日をもって会員となる。

第5条(会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第6条(氏名又は名称等の変更)

1. 会員は、入会後に、入会申込みの際の記載情報に変更があったときは、当法人に対して、変更後の情報を速やかに通知しなければならない。
2. 当法人は、会員が前項の通知を怠ったことにより生じた不利益及び損害について、一切の責任を負わないものとする。

第7条(退会)

1. 会員は、当法人に対して、所定の手続きにしたがい退会の申込みをすることにより、いつでも退会することができる。
2. 当法人は、会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

第3章 会費

第8条(会費の負担)

会員は、以下に定める会費を負担する。

- ・特別会員：年額 100 万円(税抜)
- ・通常会員：年額 50 万円(税抜)

期間：4月～翌年3月（途中加入の場合でも3月までとする）

#### 第9条(会費の納入)

会員は、毎年、入会した月の末日までに、当法人指定の銀行口座に振り込む方法により納入しなければならない。

### 第4章 権利及び義務

#### 第10条(会員の権利)

1. 通常会員は、以下に掲げる権利を有する。
  - ・当法人が主催又は共催するイベント・セミナー等に会員料金で参加する権利
  - ・当法人活動報告レポートを受け取る権利
  - ・JNEA オフィシャル HP への会員名記載
2. 特別会員は、以下に掲げる権利を有する。
  - ・上記一般会員の権利に加え、JNEA による、会員が推進するプロジェクトへの個別アドバイスを受ける権利

#### 第11条(会員の義務)

1. 会員は、当法人定款、本規程その他の規程を遵守しなければならない。
2. 会員は、当法人からのアンケート回答・イベント告知等の依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応しなければならない。

#### 第12条(退会に伴う権利及び義務)

会員が退会したときは、当法人に対する権利を失い、また、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

当法人は、会員が退会しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第13条(禁止行為)

会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・法令又は公序良俗に反する行為により、当法人、他の会員又は第三者に不利益又は損害を与えること。
- ・当法人、他の会員又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上又は契約上の権利を侵害すること。

- ・当法人、他の会員又は第三者になりすますこと、又は意図的に虚偽情報を流布させること。
  - 反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を供与すること。
  - ・当法人の社員又は他の会員を、宗教活動若しくは宗教団体又は政治活動若しくは政治団体へ勧誘すること。
  - ・当法人の事前の許可なく、当法人の SNS グループ・メーリングリスト内、又は当法人が主催又は共催するイベント・セミナー等において、営利活動を行うこと。
  - ・過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み第三者に不快感を与える表現を投稿又は送信すること。
  - ・定款又は本規程に定める会員の権利を、第三者に譲渡若しくは貸与すること、又は担保等に供すること。
  - ・当法人について知り得た機密情報及び当法人の社員又は他の会員の個人情報を漏洩すること。
  - ・不正アクセス等により、当法人の Web サイト・サーバ・ネットワークシステムに支障を与えること。
  - ・コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信又は頒布すること。
- 当法人の事前の許可なく、当法人の名称又はこれを連想させる名称を使用すること。
- ・その他、当法人が適当でないと判断した行為を行うこと。

#### 第 14 条(会員の個人情報の取り扱い)

1. 会員は、当法人に対し提供した会員の個人情報を、当法人が、以下に掲げる目的のために取り扱うことに同意するものとする。
  - ・本人確認のため。
  - ・当法人の活動(イベント・セミナー等の開催、Email 等による情報提供等)のため。
  - ・前号の活動内容を会員に知らせるため。
  - ・会員の行為が、当法人の権利、財産又はサービス等に損害を及ぼす可能性がある場合に、それらを保護するため。
  - ・アンケート回答・イベント告知等の依頼のため。
2. 当法人は、あらかじめ会員の同意を得ないで、前項各号に掲げる目的の達成に必要な範囲を超えて、会員の個人情報を取り扱わない。ただし、法令に基づく場合、又は次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに對して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 第5章 雜則

### 第15条(免責及び非保証)

1. 会員が当法人定款、本規程その他の規程に違反したことにより会員又は第三者に損害が生じた場合、当法人は、かかる損害について一切責任を負わないものとする。
2. 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの責任と判断により利用するものとし、これらに起因して会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当法人は、かかる損害について一切責任を負わないものとする。
3. 会員は、会員間、又は会員と第三者との間に紛争が生じた場合には、自らの責任と負担でこれを解決するものとし、当法人は、かかる紛争について一切責任を負わないものとする。
4. 当法人は、当法人と共同して、又は当法人から委託を受けて活動する個人、法人又は団体が会員に提供する、商品・サービス・各種コンテンツ等の品質、内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利の非侵害等について、一切保証しない。
5. 当法人は、当法人の Web サイト・サーバ・ドメイン等から送られる Email・コンテンツ等に、コンピュータウイルス等の有害なプログラム等が含まれていないことについて、一切保証しない。

### 第16条(協議事項)

本規程について疑義を生じた事項又は本規程に定めのない事項については、当法人及び会員は、信義誠実の原則に従い協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

### 第17条(準拠法及び合意管轄)

本規程は日本法に準拠するものとし、本規程に起因又は関連する一切の紛争については、訴訟額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6章 補則

### 第18条(改廃)

1. 本規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。
2. 本規程を改廃したときは、遅滞なく、当法人の Web サイト上に掲載する。